

第6条関係

1 給与

- (1) 給料は、月額 189,000 円とする。
- (2) 期末手当は、6月1日及び12月1日に在職する交通指導員に支給するものとし、当該期末手当の額は、189,000円に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- ア 6箇月 100分の100
イ 5箇月以上6箇月未満 100分の80
ウ 3箇月以上5箇月未満 100分の60
エ 3箇月未満 100分の30

2 退職手当

交通指導員退職手当支給額表

勤続年数	普通退職	(1) 協議会の都合による退職 (2) 公務傷病死	備考
1 年以上	1	1. 5	
2 ハ	2	3. 0	
3 ハ	3	4. 5	
4 ハ	4	6. 0	
5 ハ	5	7. 5	
6 ハ	6	9. 0	
7 ハ	7	10. 5	
8 ハ	8	12. 0	
9 ハ	9	13. 5	
10 ハ	10	15. 0	

摘要

- 1 交通指導員が退職又は死亡したときは、次により退職手当を支給する。
- (1) 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続年数に応じた割合を乗じて得た額とする。
- (2) 勤続年数の計算は、職員の就職月から起算する。この場合において、年数に6月未満の端数があるときはこれを切り捨て、6月以上1年未満の端数があるときはこれを1年に切り上げるものとする。
- (3) 勤続11年以上20年以下は、勤続1年ごとに1を加算する。20年を越えるときは、3年ごとに1を加算する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、退職金を支給しない。

- (1) 採用後 1 年に満たない者
 - (2) 服務要綱第 6 条の規定により解職されたとき
- 3 この交通指導員の給与及び退職手当支給額表は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

第 8 条関係

1 給 与

- (1) 給料は、月額 165,300 円とする。
- (2) 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する臨時職員に支給するものとし、当該期末手当の額は、165,300 円に 100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - ア 6 箇月 100 分の 100
 - イ 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - ウ 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - エ 3 箇月未満 100 分の 30